

「令和5年度 第2回宮崎県河川整備学識者懇談会」 議事概要

日 時：令和6年2月7日(水) 9:00～10:20

場 所：宮崎県庁5号館2階521号室

議事内容

1 開会

2 あいさつ

宮崎県県土整備部河川課 課長 松山 英雄

3 出席者紹介

4 議題

(1) 耳川水系河川整備計画(案)について

5 閉会

配付資料(5種類)

- ・次第等資料
- ・資料－1 耳川水系河川整備計画(変更)説明資料
- ・資料－1 (別冊) 耳川水系河川整備計画(変更)説明資料(環境調査)
(希少種の情報があり委員用資料のみ)
- ・資料－2 耳川水系河川整備計画(案)
- ・資料－3 耳川水系河川整備計画(案)新旧対照表

【質疑・応答について：(1) 耳川水系河川整備計画(案)について】

意見 柴田委員：資料2のP10において、歴史に関する内容として記載されている「西南役の合戦場」は明治時代である。「神武天皇お船出の地、海軍発祥の地」は言い伝えであつて、特に昭和前期に顕彰されたものであるから、耳川における古の歴史として記載する内容としてはふさわしくないのではないか。

例えば、戦国時代(1578年)の島津義久と大友宗麟による戦い(主戦場は高城川、耳川で追撃戦が行われた)は「耳川合戦」として知られており、この「耳川合戦」について記載してはどうか。

意見 杉尾会長：言い伝えと歴史は違うので、柴田委員による指摘は反映したほうが良い。

質問 松浦委員：資料2のP14に「多自然川づくり」の用語の意味について、詳しく教えて

もらいたい。

回答 事務局：「多自然川づくり」は、川が本来持っている機能を損なわない河川整備を行うこと、と考えている。例えば、河川を掘削する場合、水辺やワンド等を保全する等を考えている。

回答 杉尾会長：「多自然川づくり」については、国交省より『「多自然川づくり」の推進について』の通達が出ている。平成9年の河川法改正で「河川環境の整備と保全」が規定され、生き物について配慮した川づくりとして「多自然川づくり」という取り組みが始まった。当初は「多自然”型”川づくり」と呼ばれていたが、個々の川の特徴を踏まえない「型」にはまった川づくりの事例も見られるため「多自然川づくり」となった。

意見 松浦委員：資料2のP15に、「耳川水系総合土砂管理計画」の目的として「耳川をいい川にする」と記載されているが、河川整備計画としては唐突な記載になっているので、この「耳川をいい川にする」という目標の根拠（耳川水系総合土砂管理計画）を記載してはどうか。

意見 杉尾会長：「耳川をいい川にする」という目標は「耳川水系総合土砂管理計画」の目標のため、「耳川水系総合土砂管理計画に記載されている」と追記したほうが良い。

質問 糠澤委員：資料2のP15に、施行区間の実施予定の河川工事として「掘削及び築堤または宅地嵩上」と記載されているが、具体的な掘削方法等は今後決めると理解して良いか。

回答 事務局：そのとおりです。

意見 糠澤委員：総合土砂管理の取り組みとして通砂が行われており、土砂の動きや九州電力で行っていると考えられる河床変動計算、今回の環境調査等の情報を踏まえて掘削を行うと良いのではないか。

質問 糠澤委員：資料1（別冊）のP2環境調査結果で魚類の確認種数「3目3科11種」を記載しているが、この11種は種として分類された数になるのか。属までしか分類されていないものも含むのか。属までしか同定していないものを含む場合は分類群で表現した方が正しいのではないか。

また、例えば底生動物などで「主な確認種」を整理する際、種をピックアップするコンセプト、観点を補足説明した方が良いのではないか。

回答 コンサルタント：資料1（別冊）のP12の表では、NO.に数字がない種は属までしか同定できなかった種であり、これらは種数に計上していない。

主な確認種は、例えば底生動物は定量採取で面積当たりの個体数を把握しており、この優占種を記載している。植物相なども同様な考えで記載しているが、瀬や淵、湾曲などの地形特性を考慮した種なども記載している。

意見 杉尾会長：資料1（別冊）について、環境情報図の地形図の出典（作成年）や環境調査の年月を記載してもらいたい。

資料 2 の P15 は「ダム通砂運用」、P22 は「ダムの通砂運用」と記載しているが「ダムの通砂運用」に用語を統一してはどうか。

意見 平岡委員：資料 1（別冊）の環境情報図の凡例について、竹林も植林地と記載されているが、モウソウチクだと植林地である可能性も高いが、水辺だとハチクの可能性が高く、植林とは限らないので「竹林」と記載してはどうか。

回答 コンサルタント：植生図は「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づいて作成しており、竹林（モウソウチク・マダケ・ホテイチク等）は植林地という分類で記載するようマニュアルとして示されている。しかし、現地では自然植生という捉え方もあるため、今後はご指摘の点を踏まえて提示していきたい。

意見 中村委員：資料 1 の P29 で環境保全への配慮事項が整理され、環境情報図でも生物種を記載しているが、季節的な生物種の変化が分からない。例えば、イカルチドリの繁殖時期が終わって影響が少ない時期に工事を行えるようにするため、季節に応じた生物種の状況を表形式で整理してはどうか。

意見 杉尾会長：例えば、資料 1（別冊）の P14 の表について、調査時期（春季・秋季）を踏まえて整理してもらいたい。こうした整理を行うと、生物の産卵時期等を考慮した工事が可能になる。

質問 浜田委員：資料 1 の P26 の地元説明会意見 NO. 5 で長期間の濁水の話があるが、生態系や利水（農作物）への影響が懸念される。耳川における濁水の状況について教えてもらいたい。

回答 事務局：耳川では「総合土砂管理」の取り組みの中でワーキング（モニタリング・評価改善）を毎年開催している。令和 4 年 9 月台風 14 号の後は、ダムの通砂後も濁水の影響が長引いており、令和 5 年になっても少しの出水でも濁水が発生している。その原因として、山の奥地に大規模な山林崩壊地があるためと考えており、この大規模崩壊地での対策について担当部局と協議等を行っている状況である。

回答 杉尾会長：上椎葉ダム上流の不土野川上流で山一つがなくなる規模の大崩壊が発生しており、雨が降る度に濁水が発生している。崩壊の規模が大きいため、県単事業での対応が難しく、直轄事業による対応を協議している状況である。

意見 浜田委員：治山は非常に重要であるが、植林する時に鹿が芽を食べないような対策を行っている地域もある。耳川でも関係機関と連携して濁水対策に取り組んでももらいたい。

意見 杉尾会長：鹿対策として防護柵を設置している事例もあるが、面積が広大であるため非常に大変であるが、地道に対策を進める必要がある。

説明 杉尾会長：懇談会後に国で整備計画が了承された後、実際の整備を行う場合は、資料 1 で示されている治水対策方式から築堤（輪中堤）・宅地嵩上を選定する必要があるが、それぞれメリット・デメリットがある。

築堤（輪中堤）は、集落を堤防で囲むことで外水は防止できるが、集落内に降った雨の排水対策（内水処理）が必要となる。

宅地嵩上は、家を持ち上げて地盤を嵩上げする対策のため、長い工事期間（1～2 年間）となって、その間は住民も仮住まいとなる。

治水対策方式は、各地区の住民が考えて選択することになるが、資料 1 の P16 の和田地区については、輪中堤では浸水家屋以外も対象とする必要があり、地区内に道路がある等の理由より、治水対策として宅地嵩上を採用している。

この様に、各地区で治水対策方式を選定することから始まるため、河川整備完了までには時間を要することになる。こうした点を考慮して、各委員より意見はあるでしょうか。

質問 中村委員：河川整備完了までに時間を要するとのことだが、本日晒された環境調査結果は現時点の調査結果である。色々なところで、環境アセスメントを行ってから工事を開始しているが、耳川でも同じ様な流れになるのか。

回答 杉尾会長：耳川では、県内の業者が施工をすることになると思われるが、県では「多自然川づくり」の勉強会を行っており、業者も環境に配慮すべき事項を認識して工事を行うと考えている。また環境への配慮については、土木事務所からも十分に注意してもらえるので大丈夫と考えている。

確認 杉尾会長：本日審議した「耳川水系河川整備計画」は、基本的に委員の了承を得たと考えている。本日の審議における意見に対しては、私の方で、事務局で整理した資料を確認して対応したいと考えている。以上で、本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)